

# アール・イー・ジャパン株式会社

## 確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アール・イー・ジャパン株式会社 確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第38条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が実施する建築基準法(昭和25年法律第201号 以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の手数料)

第2条 法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の手数料は次表による。この場合の規定中、「令」とあるのは建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)を、「規則」とあるのは建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。

対象面積の区分 (㎡)	基本額(円)	追加手数料の額 (円)			
		建築物単体における適用ごと		建築物集団における適用ごと	
		ルート2による構造計算	高度な構造計算若しくは検証等方法	バリアフリー法	天空率又は日影(法第43条第2項二号の許可を除く。)
100以下	33,000 【39,000】	120,000	見積り	10,000	10,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	21,000 【25,000】				
100を超え200以下	43,000 【51,000】	120,000	見積り	10,000	10,000
審査及び検査の特例を受ける建	28,000				

建築物として REJ が定めるもの	【33,000】			
200 を超え 500 以下	62,000 【73,000】		15,000	15,000
審査及び検査の特例を受ける建築物として REJ が定めるもの	40,000 【48,000】			
500 を超え 1,000 以下	115,000			
1,000 を超え 2,000 以下	207,000			
2,000 を超え 3,000 以下	247,000	180,000	20,000	20,000
3,000 を超え 4,000 以下	286,000			
4,000 を超え 5,000 以下	347,000			
5,000 を超え 6,000 以下	442,000			
6,000 を超え 7,000 以下	487,000			
7,000 を超え 8,000 以下	533,000			
8,000 を超え 9,000 以下	559,000			
9,000 を超え 10,000 以下	611,000			
10,000 を超え 50,000 以下	1,001,000	228,000		
50,000 を超え	1,690,000	360,000		

備考

- 1 本表【 】書内は京都府において適用する。(第 3 条において同じ。)
- 2 手数料の算定方法は次の各号による。
  - 一 新築又は移転を行う建築物 当該建築物の床面積の合計
  - 二 増築又は改築を行う建築物 次による。
    - イ 規則別記第 2 号様式 (以下単に「確認申請書」という。) 第 4 面第 12 欄において申請以外の床面積がある場合 申請部分の面積に申請以外の面積の 2 分の 1 を加算した合計とする。
    - ロ 同一敷地内に用途上不可分の建築物がある場合は、イに関わらず別途見積りとする。
  - 三 大規模の修繕、又は大規模の模様替を行う建築物 当該建築物の延べ床面積の合計の 2 分の 1 とする。ただし、増築、改築、移転又は用途変更と同一に行う場合は、第一号を適用する。
  - 四 用途変更を行う建築物 次による。
    - イ 確認申請書第 4 面第 12 欄の申請部分の床面積とする。ただし、申請以外の床面積がある場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分の床面積の 2 分の 1 を加算した合計とする。
    - ロ 第二号イ又は第三号と併願する場合は、第一号を適用する。
  - ハ イ又はロによる算定した面積が実状に依拠していないと、REJ が認める場合は、別途見積りとする。
- 五 一の申請において複数棟 (法第 20 条第 2 項を適用する建築物は除く。第七号において同じ。) ある場合は、前各号により算定した床面積の合計
- 六 直前の確認による検査済証の処分が、REJ 以外の者から受けている場合の第二号イ、第

三号及び第四号イの規定中「2分の1」は適用しない。

七 前各号にかかわらず、REJが別に定める建築基準関係規定の許可若しくは認定による場合の新築、増築、改築、移転又は用途変更（以下「建築等」という。）（複数棟別の建築等を含む。）又は、許可若しくは認定を受けた場合の建築等（いずれも、複数棟のそれらの行為を含む。）においては、別途見積りとする。

3 一の申請であって複数棟（法第20条第2項を適用する建築物の各部分も含む。）である場合は、構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を基本額に乗じた額（1,000円未満を切り捨てた額）を加算する。

4 「ルート2による構造計算」とは、法第6条の3第1項ただし書の適用による場合に加算する。

5 「高度な構造計算若しくは検証等方法」とは、REJが別に定める構造計算若しくは検証等方法によるものに適用したものとする。

6 「バリアフリー法」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項の規定により特別特定建築物（同条第3項の規定により地方公共団体の条例の規定により付加される特別特定建築物を含む。）の適用を受ける建築物に加算する。この場合において、「増築、改築又は用途変更」における手数料の算定方法は、第2項第二号及び第四号の列記以外の規定中「建築物」とあるのは「建築物の部分」と読み替えて準用する。

7 「天空率又は日影」とは、法第56条7項各号又は、法第56条の2第1項（ただし書を除く。）の規定の適用による場合に加算とする。この場合において、「増築又は改築」における手数料の算定方法は、第2項第二号を準用する。

8 法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物（増築しようとする場合において、建築物が増築後において同条第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）に、昇降機が含まれる場合は、第5条の昇降機の区分に応じた額を加算する。その場合において、同条同表中「小荷物専用昇降機（令第146条第1項第二号の適用を受けるものに限る。）」とあるのは「小荷物専用昇降機」と読み替えて適用する。

9 「審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの」とは、次のいずれかとする。この場合において、一の申請に2以上の建築物（指定建築設備を除く。）の計画がある場合は、その全ての計画が法第6条の4の適用を受けるものとする。

一 法第20条第1項第四号イ（令第80条の2にあっては、平成19年国土交通省告示第1119号に該当するものに限る。）に該当する建築物

二 法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者認証（以下、単に「型式部材等製造者認証」という。）である建築物

10 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は50㎡以下のものも含む。）に限り、申請者又は代理者が、確認検査業務を複数の申請を同時に申請若しくは契約する場合の手料金は、本表の表示額から1,000円を差し引いた額とする。（次条において同じ。）

11 計画の変更をする場合の手料金の算定方法（変更前の原形をとどめないもの又は、直前の確認がREJ以外の者から受けているものを除く。）は、次の各号によるものとする。この場合において、算定した額が10,000円未満となる場合は、10,000円とし、1,000円未満の端

<p>数が生ずる場合は1,000円以下の額を切り捨てる。</p> <p>一 第2項により算定した額の1/2の額を適用する。</p> <p>二 計画変更により第3項から第9項までの適用を受けるものは、第3項から第9項までの例により算定した額も適用する。</p> <p>12 計画の変更を除き、REJが指定するフロッピーディスク等を用いて行う場合は、本表の表示額から1,000円を差し引いた額とする。この場合において、「REJが指定するフロッピーディスク等」とあるのは一般財団法人建築行政情報センターが提供する建築確認申請書作成プログラムにより作成したデータを収納した磁気ディスク等とし、REJはバージョン等を指定することができる。(次条、第5条及び第6条までにおいて同じ。)</p>
--

(建築物に関する中間検査、又は完了検査の手数料)

第3条 建築物一件ごとの中間検査、又は完了検査の手数料に係る対象面積の算定方法は、次の各号に掲げるものとする。

対象面積の区分 (㎡)	基本額 (円)	
	中間検査	完了検査
100以下	33,000 【39,000】	36,000 【44,000】
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	25,000 【29,000】	28,000 【33,000】
100を超え200以下	37,000 【45,000】	39,000 【47,000】
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	29,000 【34,000】	32,000 【38,000】
200を超え500以下	50,000 【59,000】	54,000 【64,000】
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	41,000 【49,000】	44,000 【52,000】
500を超え1,000以下	80,000	92,000
1,000を超え2,000以下	120,000	143,000
2,000を超え3,000以下	201,000	227,000
3,000を超え4,000以下	247,000	260,000
4,000を超え5,000以下	286,000	286,000
5,000を超え6,000以下	331,000	331,000
6,000を超え7,000以下	377,000	377,000
7,000を超え8,000以下	416,000	416,000
8,000を超え9,000以下	442,000	442,000
9,000を超え10,000以下	500,000	500,000
10,000を超え50,000以下	572,000	585,000
50,000を超え	994,000	1,111,000
備考		
1 この表の床面積は、前条備考のうち第2項第四号及び第六号、第4項、第7項及び第11項を		

除き、これらの規定を準用する。この場合において、第5項はREJが別に定める構造計算若しくは検証等方法によるものを完了検査又は中間検査に適用する。

- 2 中間検査において、この表の床面積の適用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める床面積について算定する。
  - 一 基礎の工事に係る工程の場合 対象建築物の最下階に該当する部分の床面積
  - 二 前号以外の工事に係る工程の場合 対象建築物の検査対象となる階以下の階の床面積の合計
- 3 直前の確認又は中間検査合格証の処分がREJ以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算する。
  - 一 前条備考第1項第一号の額
  - 二 前条備考第3項から第7項まで又は第9項の規定を適用された計画である場合は、前条備考第3項から第8項までの例により算定した額
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ判定」という。）対象建築物の完了検査における加算額は、建築物省エネ法判定業務規程別表3による1類から3類までの区分による係数を乗じた額（当該合計に1,000円以下の額が生じた場合は当該額を切り捨てた額とする。（次条第4項及び第5項において同じ。）ただし、対象建築物で建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は、一律33,000円とし、建築物の一部が計算対象外である場合は下表中「当該省エネ判定対象部分の床面積」とあるのは「当該省エネ判定対象部分の床面積から計算対象外部分を減じた床面積」と読替えて適用する。

建築物の全体が省エネ判定対象建築物である場合	完了検査の手数料×n%
建築物の一部が省エネ判定対象建築物である場合	完了検査の手数料 ×（n%×当該省エネ判定対象部分の床面積／検査対象床面積）
備考 n：1類は80%、2類は60%、3類は40%とする。	

- 5 省エネ判定の軽微変更に係る手数料に係る規定は、建築省エネ法適合判定業務手数料規程で定める。
- 6 検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料の10分の1の額を徴収することができる。（次条、第5条及び第6条において同じ。）
- 7 中間検査の結果において計画変更の再検査、又は一の完了検査の結果において再検査を要する場合の手数料は、検査対象床面積に10分の1を乗じて得た面積として前各項を適用する。
- 8 前二項において第7条第1項の規定を適用する場合は、そのままの額を適用する。

（建築物に関する仮使用認定の手数料）

第4条 建築物一件ごとの仮使用認定の申請に係る書類・図面審査及び現場検査の手数料の額（以下「認定手数料」という。）に係る対象面積の算定方法は、次の各号に掲げるものとする。

対象面積の区分（㎡）	仮使用認定(円)
100 以下	54,000
100 を超え 200 以下	59,000
200 を超え 500 以下	81,000
500 を超え 1,000 以下	138,000
1,000 を超え 2,000 以下	216,000
2,000 を超え 3,000 以下	341,000
3,000 を超え 4,000 以下	390,000
4,000 を超え 5,000 以下	429,000
5,000 を超え 6,000 以下	497,000
6,000 を超え 7,000 以下	565,000
7,000 を超え 8,000 以下	624,000
8,000 を超え 9,000 以下	663,000
9,000 を超え 10,000 以下	751,000
10,000 を超え 50,000 以下	877,000
50,000 を超え	1,667,000

備考

- 1 この表の床面積は、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計について適用する。
- 2 この表の床面積は、第2条備考のうち第2項第四号及び第六号、第3項、第4項、第7項、第9項、第11項及び第12項を除きこれらの規定を準用する。この場合において第5項はREJが別に定める構造計算若しくは検証等方法によるものに適用する。
- 3 当該認定において、第2条備考第5項及び第6項を適用された計画である場合は、第2条備考第5項及び第6項の例により算定した額を加算する。
- 4 当該認定において、一の認定を継続するためにあらかじめ変更される場合を想定した仮使用区画が含まれる場合の額は、前項の額に34,000円を加算する。
- 5 直前の確認又は中間検査合格証の処分がREJ以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算する。
  - 一 前条備考第1項第一号の額
  - 二 前条備考第3項から第7項まで又は第9項の規定を適用された計画である場合は、前条備考第3項から第7項まで又は第9項の例により算定した額
- 6 仮使用認定をREJで受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前各項を適用した額とする。
  - 一 仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は、前項を適用した額に50%を乗じた額とする。
  - 二 仮使用認定を行う部分（床面積）が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対する額と、当該増加する床面積に対する額を合算した額とする。
  - 三 規則第3条の2に該当する軽微な変更による認定手数料の額は、34,000円とする。

- 7 仮使用認定をREJ以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に1.5倍を乗じた額」と、第一号中「50%」とあるのは「75%」と、第二号中「床面積以外の部分の床面積」とあるのは「床面積以外の部分の床面積に1.5倍を乗じた額」と、第三号中「34,000円」とあるのは「55,000円」とそれぞれ読み替えて適用する。
- 8 前2項の規定は、次条及び第6条において準用する。
- 9 省エネ判定対象建築物の仮使用認定における加算額は、前条備考第4項中「完了検査の手数料」を「仮使用認定の手数料」と、「検査対象床面積」を「仮使用認定に係る部分の床面積の合計」とそれぞれ読み替えて適用する。
- 10 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申し受けする。

(指定建築設備等に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第5条 法第87条の2において準用する指定建築設備の一基ごとの確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

申請対象物（1基ごと）	確認（円）		完了検査（円）		仮使用認定（円）	
	基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	建築と同時認定
エレベーター、又はエスカレーター	33,000	16,000	20,000	16,000	30,000	24,000
型式部材等製造者認証であるものに限る。	16,000	7,000	17,000	7,000	25,000	20,000
小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）	25,000	12,000	17,000	7,000	25,000	20,000
第12条第3項の規定による特定行政庁が指定する建築設備（1種ごと）	25,000	12,000	26,000	12,000	39,000	31,000

備考 この表の区分は、次に掲げる算定方法による。

- 1 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。
- 2 直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合の計画変更は、本表「確認」欄の額を適用する。
- 3 直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合の完了検査は、本表「完了検査」及び「確認」による額を加算した額とする。
- 4 「再検査」とは、完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合の手数料とする。
- 5 「建築と同時認定」とは、建築物又はその敷地と合わせて仮使用認定を行う場合に適用する。
- 6 仮使用認定において直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合は、本表の額

に確認に係る基本額を加算した額とする。

(指定工作物に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第6条 法第88条第1項及び第2項において準用する指定工作物の一基ごとの確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

申請対象物（1基ごと）		確認（円）		完了検査（円）		仮使用認定（円）	
		基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	建築と同時認定
令第138条第1項に掲げるもの	高さが13m以下（擁壁においては、5m以下）	19,000	9,000	20,000	9,000	30,000	24,000
	高さが13mを超（擁壁においては、5m超）	41,000	20,000	42,000	20,000	63,000	50,000
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの	遊戯施設	330,000	165,000	330,000	165,000	495,000	—
	上記以外のもの	41,000	20,000	42,000	20,000	63,000	—

考 この表の区分は、次に掲げる算定方法による。

- 1 新築による場合 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。
- 2 上記以外の場合 申請対象物が、2基あるものとみなした額とする。
- 3 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表「確認」欄の額を適用する。
- 4 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表「完了検査」及び「確認」による額を加算した額とする。
- 5 「再検査」とは、完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合の手数料とする。
- 6 「建築と同時認定」とは、建築物又はその敷地と合わせて仮使用認定を行う場合に適用する。
- 7 仮使用認定において、直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額を加算した額とする。

(出張旅費)

第7条 遠隔地として REJ が指定する区域に完了検査、中間検査又は仮使用認定を依頼する場合、第3条の「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算する。

2 第5条及び第6条の出張旅費については、出張旅費規程第3条の規程中 200㎡以下として加算する。

3 複数の検査について、対象建築物等が同日及び連続し、かつ、出張旅費規程の別表で定める同



一方面に出張して REJ が合理的に検査を行うことのできる場合の前 2 項の適用については、建築主、築造主、若しくは設置者、又は工事監理者に係るもの場合は出張旅費を一の検査業務とみなすことができる。

- 4 前項の適用において、対象建築物等の検査地が出張旅費規程の別表で定める区分のうち 2 以上の区分にわたる場合の前項の適用については、もっとも遠方の区分による。

(確認済証等の証明書の交付)

第 8 条 何人であっても、REJ に対して確認済証の証明を願い出ることができる。また、REJ はこの願い出により確認済等の証明書を発行しなければならない。

2 前項の証明書の発行に係る必要な事項は、次による。

- 一 証明書の発行の願い出は、REJ が別途定める様式で行うこと。
- 二 証明書の発行手数料は 1 通あたり 2,000 円とする。
- 三 手数料の収納方法は、業務規程第 39 条を準用する。
- 四 手数料の支払い期日は、願い出た日とする。

(雑則)

第 9 条 REJ は、市場価格等を勘案し、各手数料の額を変更することができる。

(個別契約特約)

第 10 条 第 1 条から第 7 条までに規定するもののほか、申請者又は申請者の代理人と REJ は、特約として、次の各号の定めをした個別契約を結ぶことができる。

- 一 本規定を適用するために必要な条件
- 二 前号の条件に違反した場合の取り扱い
- 三 その他 REJ が個別契約を補足するについて必要と認めた事項

(補則)

第 11 条 この規程に定めのない規定は、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議して定めるものとする。

- 2 この規程で想定していない特殊な審査を要求されるもの、又は定めのない特殊な構造方法を用いた建築物、指定建築設備若しくは指定工作物について、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議して第 2 条から第 6 条までの額を変更することができる。

## 附則

### 制定時

(施行期日)

この確認検査業務手数料規程は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。

### 第 2 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

### 第3回目改定時

(施行期日)

この規程は平成17年10月1日から施行する。

### 第4回目改定時

(施行期日)

この規程は平成19年6月20日から施行する。

### 第5回目改定時

(施行期日)

この規程は平成20年6月20日から施行する。

### 第6回目改定時

(施行期日)

この規程は平成21年1月15日から施行する。

### 第7回目改定時

(施行期日)

この規程は平成21年9月1日から施行する。

### 第8回目改定時

(施行期日)

この規程は平成22年1月1日から施行する。

### 第9回目改定時 平成24年6月12日

(施行期日)

この規程は平成24年7月1日から施行する。

### 第10回目改定時 平成26年4月1日

(施行期日)

第1条 この規程は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

2 改正前の規定において、「ポイント」とあるのは、平成26年6月30日（以下「基準日」という。）を期限として廃止する。ただし、基準日が到来する日までの第2条から第6条までの規定中「手数料」とあるのは、「手数料及びポイント」と読み替えて適用し、ポイント数は従前の例による。

3 改正前の規定において、「景品等の交換」については、平成26年6月30日を期限として廃止する。

4 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第2条から第6条中、徴収規定に限りこの規定を適用する。

(個別契約特約条項の更改等)

第3条 本則第10条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘

案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

#### **第 11 回改定時 平成 27 年 6 月 1 日**

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

#### **第 12 回改定時 平成 27 年 10 月 22 日**

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 10 月 22 日に、確認申請においては事前審査の引受け日から、中間検査、完了検査又は仮使用認定においては、当該業務の引受け日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

(第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条の改正)

第 4 条 第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条中「、中間検査及び完了検査」を削る。

#### **第 13 回改定時 平成 28 年 4 月 18 日（一部平成 28 年 4 月 25 日）**

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

#### **第 14 回改定時 平成 28 年 10 月 1 日**

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（ルート 2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第3条 本則第10条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJと申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

#### **第15回改定時 平成29年5月10日**

(施行期日)

第1条 この規程は平成29年5月10日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更(省エネ判定、ルート2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。)に係る適用は従前の例による。

#### **第16回改定時 平成30年2月1日**

(施行期日)

第1条 この規程は平成30年2月1日から施行する。

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物についても、完了検査、中間検査及び仮使用認定から適用する。

#### **第17回改定時 平成30年10月1日**

(施行期日)

第1条 この規程は平成30年10月1日に確認申請(計画変更を含む。)、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請(計画変更を含む。)、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第2条及び第3条の規定を適用する。

#### **第18回改定時 平成31年(2019年)1月7日**

(施行期日)

第1条 この規程は平成31年1月7日に確認申請(計画変更を含む。)、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請(計画変更を含む。)、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているものに係る確認検査の業務について、本則第2条及び第3条の規定を適用する。

#### **第19回改定時 令和元年(2019年)10月1日**

(施行期日)

第 1 条 この規程は令和元年 10 月 1 日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、この規定にかかる業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるものについては、新料金を適用する。

## 第 20 回改定時 令和 2 年 4 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は令和 2 年 4 月 1 日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、この規定にかかる業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるものについては、新料金を適用する。